

令和元年度 第2回行政資料館設立等検討懇話会

日 時 令和元年8月26日(月)午後2時00分～3時00分

場 所 石狩市役所2階 201会議室

出席者

[委員] 山田 正 会長
石黒 隆一 副会長
工藤 泰雄 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史
同部情報政策課長 森本 栄樹
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主任 泉 亮子

傍聴者 なし

【事務局】: 第1回懇話会后、会長と事務局でやり取りを行い提言書の完成を目指していたが、修正部分が多く生じたので確認のため、再度委員にお集まりいただき懇話会の開催とした。本日はA3の資料を3枚お配りした。 が前回の懇話会で出した提言書案。 が会長と事務局で修正した案。右側の赤字部分が、会長が修正した部分。

【山田会長】: 今事務局から説明があったとおり、前回の懇話会から修正部分が多く生じたのでもう一度お集まりいただいた。

大きな変更点について説明する。2ページ。大きな数字1番のところ、公文書管理法制定と公文書館、公文書管理条例の制定状況等を、前回表にしてお配りしたものを、事務局で書き足したもの。次に4ページ。4検討のところの第2回では～、という部分。ここは文章の趣旨は変わらないが、少し文章を直さしていただけいかということで、案を右に作った。続いて第3回では～の部分、真ん中の欄の下から4行目に「～懇話会としては一つの見解を得ることができました。」とあり、市が保有するすべての公文書もしくはアーカイブズにすべての市民がアクセス可能な状態にすることです。」とあるが「“すべての市民がすべての公文書及びアーカイブズにアクセスできることを保障する”」の部分と重複しているので、文章の趣旨を損ねない範囲で、右側のような修正をした。6ページは「利用」を追加。これは事務局で作った案。最後7ページ。閲覧・展示スペースについて、「最終的に」ではなく、

私としては閲覧機能は必須だと思う。展示スペースについては優先度を下げても良いが、行政資料館は市民が資料を直接使えることに主眼がある。そこで体制が整った「のち」ではなく、「体制を整えるとともに」に変えた。

この資料をご覧いただき、ご意見をいただきたい。

【事務局】：8ページの最終目標はカットになるのか。

【山田会長】：ここは展示についての部分なので残す。閲覧の部分为先ほど述べたように直した。

【石黒副会長】：常設のスペースが必要かということではなく、文書館機能に触れてもらうために展示をしていただくのが必要と述べたので、その趣旨が反映されてうまくまとまっていると思う。

【山田会長】：私は閲覧機能は外せないと思っている。事務局はどうか。

【事務局】：予算の問題もあり、各機能に優先順位をつけて整備しなければならない。PC上で検索できる機能は作れるが、スペースが作れるかということ、提言書通り実現できるかはわからない。文書館機能として必須であれば、提言書に載せていただくこと自体は構わない。

【事務局】：道立文書館の閲覧室には普通に資料を広げるだけのところと、資料撮影の専門の台を置いたスペースもあるが、閲覧スペースはただ資料を広げて見るだけの机と椅子だけのスペースでもよいのか。

【山田会長】：よその公文書館の例になるが、閲覧室がこの部屋のだいたい6分の1くらいしかない館もある。広く立派な閲覧室が必要なのではなく、資料を検索してきて見る場所がないと「行政資料館」とは言えないのではないかと、ということ。私は資料が検索できるというだけでは「行政資料館」ではないと思う。実現できるかどうかは別として、提言書には載せたいと思う。この点について、他の委員の見解も伺いたい。

【石黒副会長】：そのとおり閲覧は必須で、それがないと行政資料館として機能しないと思う。どんなスペースでも、広さは別として見ることができるスペースは必須だと思う。

【工藤委員】：今も行政資料を閲覧させている、それらしい場所はある。現実にあるのだから、提言に載せていないから閲覧をさせる必要はない、ということにはならない。載せるべきだと思う。

閲覧の方法としては、写真撮影まで許可できるのか。

【山田会長】：道立文書館の場合は撮影してよいものは許可している。一部写真撮影のできないものもあるが。

【工藤委員】：コピーしていいものなら、当然撮影してもよいことになるかと。

【山田会長】：原本に類するものは損傷を防ぐために、コピーではなく写真撮影にしている。

【工藤委員】：「要諦」のところは、欄外の でよいのか。

【山田会長】：第2番目のところに入れるのが適切かと。はじめは最後のところに入れていたが、それだとわかりにくいので今課長がお示ししている場所に。

あと4ページの長い文章を直しているが、趣旨は変えていないつもり。事務局で趣旨が変わっているというご指摘があればおっしゃっていただきたい。

【及川部長】：一点確認したい。4ページの「すべての市民がすべての公文書及びアーカイブズにアクセスできることを保障する」の「アクセス」という言葉の定義には、個人情報保護で出せないものも閲覧させるべき、ということは含まれないということでしょうか。

【山田会長】：おっしゃるとおり、最終的には見られるものでも見られない時期があってよいということ。存在を明らかにできない文書も情報公開条例上はあるので、考えはしたが、そういう例があるからこの文章ではいけないかと言うとそんなことはないので、そのまま良いだろうと思い、残した。

【及川部長】：公開の可否は別として、文書の存在・不存在を知ることができる、という趣旨で。

【山田会長】：存在を明らかにできないものでも、いずれは存在・不存在を知ることができる時期が来るはず。それもななくやむやのうちに文書を廃棄してしまわない、ということ。アーカイブズになるかどうかは別として、最終的にはあったものがすべ

て記載される、という趣旨で、すべて「公開」するということには直結しないからよいだろう、と。

【及川部長】：郷土研究は「市民の様々な用途」に含まれると思う。

【事務局】：「郷土研究など、市民の様々な用途に…」に直す。

【工藤委員】：石狩弁天社はどういう経緯で出てきたのか。公文書館という建物の話の途中で突然出てきた印象を受ける。ちょっと毛色が違うのではないかと思う。

【事務局】：文化財担当から、石狩市の歴史があり形として残っているもの、ということでアドバイスをいただいて挿入した。石狩場所等も歴史は古いけれど、形として残っているものがよいので。

【工藤委員】：この記述の仕方だと、弁天社にも公文書館のような機能があるのかと思うかもしれない。

【山田会長】：その前の部分で、石狩という地域の歴史について説明しているので、その流れで出すようにするとよい。

【山田会長】：修正内容を確認する。

2ページの3行目の「いえる」が「できる」。5行目、「元禄七年」の前に「石狩という地域は」を入れる。3ページに第4回・5回目の懇話会を追加。4ページ、第2回・3回の記述は一番右の案に修正する。5～6ページは(4)を真ん中の案のように修正する。6ページ、「...用途」のところを先ほどご指摘のあったとおりに修正する。7ページの一番下、整った「のち」を「とともに」として、続きの部分もこれに合わせて修正する。「石狩市においては信頼を損なう事案…」の部分について、軽微な修正だが元の案と変更案とどちらがよいか。

【事務局】：右の欄のように修正でよい。

【山田会長】：ではこれで修正する。

【事務局】：これで提言書が完成した。来月の議会の常任委員会で報告する。会長以下委員の名前も載せて報告させていただく。

議事録確定 令和元年 10 月 24 日

石狩市行政資料館設立等検討懇話会

会 長 山田 正 印